資料3

# 「木製ベビーベッド」のJISを改正(JIS S1103)

－乳幼児の転落事故の低減化対策－

この度、経済産業省では、主として一般家庭において、出生後24か月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用する木製ベビーベッドについて規定した日本工業規格（JIS）を改正しました。

使用者がベビーベッドの前枠の閉め忘れなどによって、乳幼児の転落事故が発生している状況を鑑み、転落事故を低減化するための構造とする必要が生じたことから、JIS S1103 の改正を平成26年4月21日に行いました。

本JISの改正によって、前枠を閉め忘れた場合でも、敷具上端より100mm以上前枠が高くなる構造になるため、乳幼児が寝返りを打つなどによる転落事故の低減化を図ることが期待されます。

## （1）当概規格の改正の目的及び背景

独立行政法人国立成育医療研究センターが収集したベビーベッドに関する事故情報（2006年11月～2012年7月：合計132件）によると、事故原因が「転落」による事故が115件と全体の9割近くを占めています。

転落事故115件の内、以下①及び②で約9割（102件）を占めていました。

① 使用者が前枠を閉め忘れて、ベッドから離れたり、目を離した隙に、乳幼児が寝返りを打つ等によって転落する事故（図1参照）。

② つかまり立ちができる乳幼児に対して、床板を中段の状態で使用してしまい、前枠の横さんに足をかける等して転落する事故（図2参照）。

ベビーベッドによる乳幼児の転落事故の状況を鑑み、事故を低減化するための構造にする必要が生じました。

図1

図2

**（2）当該規格の改正のポイント**

上記（1）の①及び②に記載した転落事故の低減化を図るため、以下の JIS 改正を行いました。

① 床板を上段使用した時の敷具上端（使用できる最大厚さの敷具上端）から、前枠を下げた位置までの高さを100mm 以上としました。

備考：この規定により、前枠を閉め忘れて場合でも、敷具上端より100mm以上前枠が高くなるので、乳幼児が寝返りを打つなどによる転落事故の低減化が図られます。

② 床板の高さ調整が可能なものは、中段の位置の調整機能を削除し、上段と下段の2段階としました。（現在は上・中・下段の3段階に調節できる製品が多い。）

備考：床板が中段の高さの状態で使用が出来なくなることで、つかまり立ちができる乳幼児が、前枠の横さんに足をかけるなどによる転落事故の低減化が図られます。

③ 使用上の注意事項などについて、上記2点を製品本体及び取扱説明書に追記しました。

【担当】

産業技術環境局　環境生活標準化推進室（直通電話：03-3501-9283、内線：3426）

（室長）藤代　尚武　　（担当）永田　邦博

商務情報政策局　日用品室

（室長）高橋　政義　　（担当）宮村康夫